

鳥取縣公報

第 四 十 六 號

昭和十四年七月十四日

金 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣 令

◇鳥取縣令第十七號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物検査手数料規則中左ノ通改正シ昭和十四年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス。

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第一條第三號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ粉炭ニアリテハ二〇盃ニ付金壹錢ガソリン代用木炭ニアリテハ袋入ニ限リ一〇盃ニ付金壹錢

◇鳥取縣令第十八號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物検査手数料規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第三條中證箋ノ種類ニ左ノ一種ヲ加フ

五 拾 錢 緑 色

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十四年七月十四日

(昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

一

01066

告示

鳥取縣告示第四百四十八號
 昭和八年七月鳥取縣告示第二百九十一號林產物規格中左ノ通改正シ昭和十四年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第五條第一種木炭規格表中炭ノ次ニ左表ヲ加フ

稱呼	撰	別	量目		俵	裝
			正味	風袋		
小荒	瀾葉樹類	九、直徑二糎以上四糎未滿 割、長邊二糎以上四糎未滿 厚サ長邊ノ三分ノ二以上 長サ二糎以上四糎未滿 九、割込トス	一五斤	三斤	六、小荒ノ俵ハ葺造リ四ケ所編トシ 全幅五〇糎編幅一米三六糎以內 トス	
粉炭	瀾葉樹類	直徑一五糎未滿 長サ三糎未滿 並一五糎 目ノ金篩ヨリ落テタルモノ	二〇斤	七五斤以內	七、粉炭ノ口當ハ葉付柴又ハ藁製棧俵トス	

同條第二種木炭規格表中炭ノ次ニ左表ヲ第三種木炭規格表中ニ左ノ第四種木炭規格表ヲ加フ

01067

稱呼	撰	別	量目		俵
			正味	風袋	
小荒	瀾葉樹類	白炭小荒ニ同シ	一五斤	三斤以內	八、小荒ノ形狀ハ丸形トス

第四種木炭 (蒸化法ニ依ル木炭)

稱呼	撰	別	量目		俵	裝
			正味	風袋		
ガソリン代用木炭	瀾葉樹類	九、直徑二糎以上四糎未滿 割、長邊二糎以上四糎未滿 厚サ長邊ノ三分ノ二以上 長サ二糎以上四糎未滿 九ハ割込トス	一〇斤	二斤以內	一、クラフトペーパー又ハ之ニ類スルモノニシテ防濕強靱性ニ富ムモノ 二、形狀ハ二重袋狀トス 三、包裝袋ノ口ハ二重以上ノ折込又ハ十二番手ノ麻糸ヲ以テ縫合ス 四、包裝ハ縦繩二重廻シ一ケ所横繩一本掛戻シトス 五、包裝袋ノ表面ニハ左ノ文字ヲ墨又ハベニガラヲ以テ刷込ムモノトス 特製ガソリン代用木炭 正味 一〇斤 生産者	

同條末尾ニ左ノ追加ス
 第一種木炭、第二種木炭ノ小荒ハ應急用ガソリン代用木炭トシテ調製シタルモノニ限ル

第六條第一號ノ末尾ニ左ノ通追加ス
粉炭ニハ等級ヲ附セズ
同條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四、第一種、木炭第二種木炭ノ小荒及第四種木炭ニハ當分ノ間等級ヲ附セズ

◆鳥取縣告示第四百四十九號

因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依ル生產檢査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年四月二十五日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付ケ檢査ヲ受クヘシ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢査月日	檢査場所	檢査區域	牽付時刻
七月十八日	岩美郡蒲生村蒲生 岩井町岩井	蒲生村 岩井町東村	午前九時ヨリ十時迄 午後一時ヨリ二時迄
七月十九日	小田村池谷 浦富家畜市場	小田村 浦富町本庄村	午前九時ヨリ十時迄 午後一時ヨリ二時迄
七月二十日	大岩村大谷	大岩村	午前八時ヨリ九時迄
七月二十一日	福部村高江	福部村	午前八時ヨリ十時迄
七月二十二日	成器村枳本 大茅村枳本	成器村 大茅村	午前八時半ヨリ九時半迄 午後一時ヨリ二時迄
七月二十四日	宇倍野村	宇倍野村	午前八時ヨリ十一時迄

七月二十五日	面影村雲山	面影村(舊和集)	午前八時ヨリ九時迄 午後一時ヨリ二時迄
七月二十六日	津ノ井村桂木	津ノ井村	午前八時半ヨリ九時半迄 午後一時ヨリ二時迄
七月二十七日	倉田村富安	倉田村(舊美保)	午前八時ヨリ九時迄 午後一時ヨリ二時迄
七月二十八日	鳥取市家畜市場	鳥取市(舊中ノ郷)	午前八時ヨリ九時迄 午後一時ヨリ二時迄
七月二十九日	鳥取市賀露	鳥取市(舊賀露)	午前九時ヨリ十時迄

◆鳥取縣告示第四百五十號

昭和十四年七月產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
住所 鳥取縣鳥取市富安二五三番地

昭和十四年五月十六日婚姻ニ依リ前姓關原ヲ山田ト改姓並本籍異動ノ爲メ產婆名簿登錄訂正方出願ニ對シ昭和十四年七月七日訂正

山 田 敏 子

◆鳥取縣告示第四百五十一號

昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記區域一部ノ住民ニ對シ別記日時場所ニ於テ「トラホーム」檢診ヲ施行ス

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

日	時	區 域	檢 診 ノ 場 所	檢 診 ヲ 受 ク ベ キ モ ノ
七月十八日	午後一時ヨリ 同 四時マデ	小鴨村 小鴨小學校下	小鴨尋常小學校	昭和十三年四月一日以降出生シタルモノ
七月二十日	午後一時ヨリ 同 四時マデ	上小鴨村	上小鴨尋常小學校	
七月二十三日	午後一時ヨリ 同 四時マデ	山守村	山守尋常小學校	
七月二十五日	午後一時ヨリ 午後九時マデ	矢送村	矢送尋常小學校	
七月二十七日	午後一時ヨリ 同 四時マデ	東鴨分教場校下	東鴨分教場	
七月二十二日	午前八時ヨリ 午後一時マデ	東伯郡 山守村	山守尋常小學校	昭和十五年度ニ於テ壯丁検査ヲ受クベキモノ及 昭和十四年度徴兵検査ノ際「ト ラホーム」其ノ他ノ患者ト診定 セラレタル者並ニ理髮營業者及 従業者
七月二十七日	午前九時ヨリ 午後四時マデ	東伯郡 上小鴨村 矢送村	上小鴨尋常小學校	
自 八月三日 至 同 四日	午前九時ヨリ 午後一時マデ	東伯郡 谷村	南谷尋常小學校	大正八年十二月一日ヨリ同九年十一月三十日迄ニ出生シタル女子

鳥取縣告示第四百五十二號
昭和十四年七月產婆名簿登錄訂正表左ノ如シ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣東伯郡八橋町大字保一四番四地

昭和十四年三月二十二日婚姻ノ爲メ前姓村岡ヲ中本ニ改姓並本籍住所開業地異動ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ昭和十四年七月十日訂正

中 本 定 子

鳥取縣告示第四百五十三號

因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依ル生產檢査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年五月五日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付ケ檢査ヲ受クヘシ

昭和十四年七月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢 査 月 日	檢 査 場 所	檢 査 區 域	檢 査 開 始 時 刻
七月十五日	東伯郡竹田村下畑 同 村下西谷	竹田村一圓	午前九時 午前十一時
七月十七日	旭村曹源寺 同 村小河西 旭家畜市場	旭村ノ一部 旭村一圓	午後一時 午前九時 午前十一時

七月三十一日	七月二十九日	七月二十八日	七月二十七日	七月二十六日	七月二十五日	七月二十四日	七月十九日	七月十八日						
中北條村 北條村 江新田	淺津村 瀨村 長瀨	日下村 瀨村 福庭	西見村 長和 八屋	松崎村 崎村 方地園	泊舍村 人村 方地園	倉吉村 吉家 河大場	小鴨村 鴨村 河大場	上小鴨村 小鴨村 福山	南谷村 送谷村 關島	山守村 守村 今堀	小鴨村 鴨村 高橋	同德村 德村 片柴	三朝村 朝村 坂本	三朝村 朝村 坂本
中北條村 北條村 江新田	淺津村 瀨村 長瀨	日下村 瀨村 福庭	西見村 長和 八屋	東鄉松崎村 崎村 方地園	泊舍村 人村 方地園	倉吉村 吉家 河大場	上小鴨村 鴨村 河大場	上小鴨村 小鴨村 福山	南谷村 送谷村 關島	山守村 守村 今堀	小鴨村 鴨村 高橋	同德村 德村 片柴	三朝村 朝村 坂本	三朝村 朝村 坂本
午午 後前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 後前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時

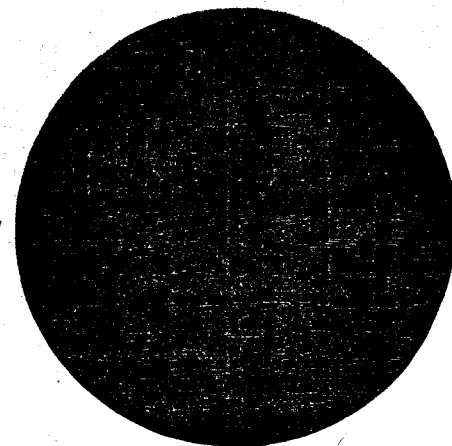
鳥取縣公報 第千四十六號 昭和十四年七月十四日 (第三種郵便物認可)

八月一日	八月二日	八月三日	八月四日	八月五日	八月七日	八月八日	八月九日	八月十日				
下北條村 北條村 分弓寺	北谷村 福中 本野	高城村 村上 大福立	榮手村 龜別 所谷	大誠村 誠村 波原	由良町 良町 妻波	金市家 市家 橋市	八布庄 布庄 橋本	同村 同村 法下	赤美家 美家 畜勝	下鄉村 鄉村 大杉	赤美家 美家 畜勝	安田村 田村 鏡津
下北條村 北條村 分弓寺	北谷村 福中 本野	高城村 村上 大福立	榮手村 龜別 所谷	大誠村 誠村 波原	由良町 良町 妻波	逢橋東 橋東 外二	古布庄 布庄 橋本	同村 同村 法下	赤美家 美家 畜勝	下鄉村 鄉村 大杉	赤美家 美家 畜勝	安田村 田村 鏡津
午午 後前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 前前 十一時	午午 後前 十一時	午午 後前 十一時	午午 前前 十一時	午午 後前 十一時	午午 前前 十一時	午午 後前 十一時

鳥取縣公報 第千四十六號 昭和十四年七月十四日 (第三種郵便物認可)

八月十一日	下中山村御崎	下中山村一圓	午前十時
八月十二日	上中山村樋田井口	上中山村一圓	午前十一時
八月十四日	以西村宮木	以西村一圓	午前十時

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙報 第十二號

次 目

- 一 鳥取縣國民精神總動員運動の強化徹底に就て……………鳥取縣總務部長 清水谷 徹 一三頁
- 一 「軍用資源秘密」の指定……………(特 高 課) 一九頁
- 一 近時の物價傾向に就て……………(商工水産課) 二一頁
- 一 支那事變に際し從軍したる軍人軍屬の地方税に代る寄附金について……………(地 方 課) 二四頁
- 一 早魃に對する水稻の應急處置……………(農 産 課) 二七頁
- 一 傷痍軍人中等教員の養成……………(社 會 課) 三一頁
- 一 市町村に於ける軍事扶助金の取扱に就て……………(會 計 課) 三二頁
- 一 經濟法令違反防止に關する標語募集……………(保 安 課) 三三頁
- 一 軍人遺・家族指導囑託の設置……………(社 會 課) 三五頁
- 一 政府への金賣却者(承前)……………(時 局 課) 三六頁

に實確れ入仕げ上賣
爲の國告申くなれ洩

鳥取縣國民精神總動員運動の強化徹底に就て

鳥取縣總務部長 清 水 谷 徹

一 昨年の本月本日本支の一角に戦火が舉り、今次の支那事變の幕が切つて落されてより既に滿二週年の歳月が流れたのであります。事變は愈々本格的の長期戦に入り一方に於ては戦ひ、一方に於ては建設し、舉國一致聖戰窮極の目的たる東亞新秩序の建設に向つて邁進致して居るのであります。

然るに國際間の情勢は、世界を舉げて前途定に容易ならざるものがありまして、國民の一大覺悟を要すること今日より大なるものはないと思ふのであります。一度この事變に失敗すれば我國民は總倒れになり、國家の繁榮も個人の幸福も水の泡の如く消え去つて了ふのであります。之と反對に此事變に成效すれば日本民族の爲には勿論のこと、東亞諸民族の爲に希望に満ちた

る新天地が展開せられ、私共の幸福と安寧とが約束されるのであります。

故に事變勃發以來國民は盡忠報國の誠を效し、克く舉國一致の戦時態勢を確立し來つたのであります。而して更に今後の重大なる新局面に即應し、國際情勢に對處する爲には國民精神總動員運動を一層強化して、官民一體物心一如の實踐運動に推し進めねばならないのであります。曩に中央に於ては國民精神總動員の強化方策を決定され、之に基いて國民精神總動員中央聯盟の改組が行はれますと共に、官民合同の國民精神總動員委員會を内閣に新設されたのであります。此委員會は内閣總理大臣の管理の下にあつて本運動の企畫と指導の一元化を圖ると共に、政府及聯盟の聯絡機構として之に當る事

となつたのであります。

此の新しい組織せられましたる國民精神總動員委員會に於ては、本年四月七日國民精神總動員新展開の基本方針を決定致しまして、閣議に於ても亦之を承認したのであります。これによりますと國民精神總動員運動は

(一) 肇國の大理想を顯揚し、東亞新秩序の建設を期す。

(二) 大に國民精神を昂揚し、國家總力の充實發揮を期す。

(三) 一億一心各々其の業務に精勵し、奉公の誠を效さむことを期す。

と云ふ三つの綱領を基本とし、之に則りて力強く展開せられる事と相成つたのであります。

而して今回の改組に於ける要點として注目すべきことは、從來の官製運動、天下の運動を退けて今後は一層官民一體主義の下に、舉國一致運動の實踐に乗り出すことでありまして、之が改革の第一點であります。

次に改革の第二點は地方實情主義と重點主義とを明かにしたことでありまして、努めて地方の實情と運動の對象に即し、主力を注ぐべき點を定めて集中的に之を行ふことに致したのであります。

然らば以上述べたる綱領の下に今後の國民精神總動員運動は如何なる事項に就て實施されるのであるかと申しますると、その實施事項は大體次の三つに分れるのであります。

第一は 時局の真相を明にして其の世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を此の際一層強固にし、新東亞建設の擔當者たるべき横溢せる精神力と、卓絶せる國民道徳との振起涵養を圖ることであります。

第二は 生産力の擴充並に物資動員・物價調整等の經濟國策への積極的協力に努め、特に物資の活用・消費の節約・貯蓄の實行・勤勞の増進・體力の向上に主力を注ぎ、業務並に生活刷新を圖ることであります。

第三は 事變の進展に伴ひ益々銃後後援の實を

擧げることであります。

此等の三方面の運動の實績を擧げる爲にはそれこそ眞に官民一體となり、明朗瀾達なる國民運動たらしむる必要でありまして、特に官民共に指導的地位にある者は率先して之が實行を期すべきであると思ふのであります。

戦の最後の勝利は結局、國民の一人々々が克く時局の眞意義を認識して、忠君愛國の誠心をもとし、銘々の境遇と職業と地位とに應じ、強く正しく其の責務を果す國民に歸するのであります。之が爲には日本精神に徹して聖戰の意義をよく理解し其の行先を見透し、各人の持つてゐる有形無形の力を綜合して、それを力強く又それを長く持ちこたへて日夜實行することが肝要であります。

即ち支那事變の本質に對する透徹したる認識國の内外に於ける實際の情勢、又我國の根本目的と云ふ様なことについて我々は具體的に知つて居り「成る程日本は今容易ならぬ場面に臨んで居る。世界史上一大時期を劃する最も重大な

る地位に立つて居る」と云ふことをはつきりと自覺して、「我が皇國の興廢は一に懸へて事變處理の如何にあるのだ。此の聖戰の最後の勝利に漕ぎつける迄はどんな苦勞でも耐へ忍んで戦はねばならぬ。そして國民相共に誓つて此の光榮ある任務を成し遂げねばならぬ」と云ふ決意を固めて吾等一億國民が全能力を集中發揮して強力日本を建設しなければならぬと思ふのであります。昨年十一月三日の政府聲明は此の根本意義を闡明して餘すところがないと思ふのであります。即ち東亞の新秩序は日滿支三國相携へて政治・經濟・文化等の各般に互り所謂互助連環の關係を樹立することが根幹であります。そして東亞に於ける國際正義の確立・共同防共の達成・新文化の創造・經濟結合の實現を期するにありるのであります。これこそは我が建國の大理想に淵源する有史以來の大事業であつて、之を完成することは現代の日本國民に課せられたる最も光榮ある責務と云はなければなりません。而して現下の國際情勢は歐洲に於ても又極東

方面に於ても紙一重の緊迫感に包まれて居るのでありまして、真に一觸即發の狀態にさらされて居ることは御承知の通りであります。

援蔣諸國の動き、帝國の意圖する國民政府の潰滅、東亞新秩序建設に對する第三國の干涉等に對しては、其相手方の如何を問はず斷乎として之が排除に當る國民的決意を確立しなければならぬことは申すまでもありません。實に世界は今や再び世界戦争の危機に直面して居ると申しても誤りでないと思ふのであります。此の騒然たる國際情勢に處する我國としては、獨自の立場に據り東亞に於ける唯一の強大國として其の指導的地位を確立して、以て東亞全局の安定に努力邁進しなければならぬのであります。

斯の如き大使命を負担し長期建設を遂行する爲には國家總力の飛躍的増強を期するが急務中の急務であると思ふことを國民の誰もが肯定するところであらうと思ひます。とりわけ國防力特に軍備の充實を圖り、之に伴ふ戰時財政の實体を強化擴充し、當面に於ける物資の需給・物

資の活用・消費節約等の諸問題を克服すること、は國力増強の爲に絶對的に必要なことであります。

私共は須らく現下の物資需給の實情と、物價抑制の重要性とを十分に認識して、全縣民各階層を通じ公私生活の全面に亘り、徹底したる生活刷新を圖つて各種物資の活用に全力を注ぐと共に、極力消費の節約を期すべきであると思ひます。これが即ち日常生活・日常業務の裡に國民精神總動員を活し、長期戦に耐える國力を養ふ所以であると思ひます。斯様なる見地に立ち時局推移に伴ひ、茲に鳥取縣國民精神總動員運動の持續強化方策が決定せられた次第であります。

即ち本縣としては、此際從來決定せる鳥取縣國民精神總動員運動實施要項の徹底を圖ると共に、特に次の事項を強調し、本運動の實績を收むる事と相成つた次第であります。即ち本年度國民精神總動員運動の努力目標を

第一 時局認識の徹底

第二 國力増強への協力
第三 銃後後援の強化

此の空前の時艱を突破して興亞の大業に翼賛する爲になすべき事項は多種多様であります。特に

- 一 生産力擴充の徹底を圖ること
- 二 勤勞倍加、能率増進を圖ること
- 三 物資を愛護し、消費を節約すること
- 四 重要物資の回收再生に努むること
- 五 生活刷新事項を勵行すること
- 六 貯蓄組合の普及並に貯蓄の増加を圖ること

- 七 金を政府に賣却すること
 - 八 銃後奉公會の活動を促進すること
 - 九 健康の保持、体力の増進に努むること
- 此等九項目の事項に付ては縣下の指導網を整備擴充し、教育教化關係者の積極的活動を促し就中青年及婦人運動の發展強化を講じて十二分に實踐の向上に努めたい方針であります。

又雲山漁村等に在つては常會、五人組、十人組等の普及並に活動を促し、これらが一層積極的の推進力となるやう期待すると共に、他面農業報國運動、産業報國運動等とも緊密なる連絡を圖ることは最も肝要なる事と思ふのであります。

鳥取縣廳に於ては今般時局課を新設して國民精神總動員其の他時局關係の事務を統括すると共に、社會教育課を獨立せしめて一般教化關係事務の一元化を圖り、兩々相提携して國民精神總動員運動の推進力たらしめんと期して居る次第であります。

帝國が支那事變が當初の不擴大方針による事變處理の希望を棄て、己むを得ず全面的戰爭に轉じて以來御稜威の下に忠勇なる皇軍は赤誠溢るる銃後の後援を受けつゝ陸に海に又空に偉大なる戦果を收め、之に併行する建設の事業も着々として進行して居ることは國民として感激に堪えざる所であります。

即ち現在までに皇軍が暴戻なる支那軍に與へ

たる損害は兵員に於て死傷・降伏・逃亡等を合せ
て二百三十餘萬人に達し、戦利品も莫大の數量
に上つて居ります。又占據地域は實に帝國の全
面積の二倍半に及び、此の地域内に在る支那民
衆は實に一億七千萬人に達し、今や蒋介石の勢
力圏内に在る人民の數よりも遙に多いのであり
ます。而して此の地域を包んで敵軍と相對峙す
る戦線の長さは實に三千六百軒(九百里)に餘り
世界大戦に於ける聯合軍の西部戦線七百九十軒
に比べて四倍以上に當るのであります。

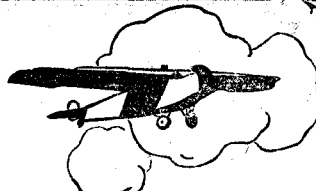
又海にあつては我が無敵海軍による支那海岸
の封鎖は延長二千八百五十哩に達し、完全に制
海權を我が手に收めて居ります。更に空に在つ
て敵機に與へた損害は撃墜及地上爆破を合せて
二千餘機に達し、制空權亦完全に我が手中に收
められて居るのであります。

一方建設の方面に於ては、皇軍の進撃に隨伴
して到る處宣撫工作を進められ、民心の安定を
計りつゝありまして、既に蒙疆政府・臨時政府・
維新政府等何れも帝國の協力指導の下に堅實な

る基礎の上に成長し、政治・經濟・文化等各般に
互る復興と共に民衆は逐次塗炭の苦みから救ひ
上げられつゝあるのであります。

凡そ一國對一國の戦で僅々二ヶ年の間に此の
如き偉大なる戦果を收めたる戦争は世界の戦史
にも其の類例がないのであります。夫れにも拘
らず事變處理の全局から見れば未だ峠を越して
は居りません。文字通り長期戦であります。國
家總力戦であつて其の成否は今後に於ける國民
の努力と國家總力戦の如何に繋るのであります
本日事變二週年に際會し、吾々縣民は深き感
概の裡に東亞の現實を直視し、これをはつきり
把握して前途に横はる幾多の困難を克服し、東
亞新秩序建設の輝く希望に一路邁進するの覺悟
と信念とを更に堅固に致し度いと存するのであ
ります。

本年度鳥取縣國民精神總動員強化方策の決定
に當り、衷心縣民各位の至情に訴へ、深厚なる
御協力と御共鳴とを重ねて切望する次第であり
ます。(七月七日 ラヂオ放送)



「軍用資源秘密」の
指定

昭和十四年六月二十六日から
軍用資源秘密保護法が施行せら
れ、同日陸軍・海軍省令を以て

軍用資源秘密保護法施行規則が公布せられて、
軍用資源秘密の指定・解除・秘密に屬する圖書物
件の標記及除去・工場事業場の秘匿に關する措
置・公務による者への秘密の開示等についての
種々の手續等が規定せられたが、該施行規則に
於て軍用資源秘密に指定せられたもの次の通り
である。

一 左に掲ぐる物資の生産額及生産能力並に物
資動員の計畫又は生産擴充の計畫中の生産
額及生産能力と、此等を表示する圖書物件
アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、フ
エロニツケル、水銀、タングステン礦、フェ

ングステン、モリブデン礦、フェオモリ
ブデン、マンガン礦、フェロマンガ、フェ
ロクロム、コバルト、フェロワナヂウム、ア
ルミニウム合金、航空揮發油、航空潤滑油、
ベンゾール、石炭酸、トルオール、貨物自動
車、航空機又は其の機體、發動機若はプロペ
ラ、

二 蒸氣機關車の生産額・生産能力又は生産力
擴充計畫中の生産額及生産能力並に此等を
表示する圖書物件

三 左に掲ぐる各種の設備の種類別數及之を表
示する圖書物件
アルミニウム又はマグネシウム用電解爐、整
流器、アルミニウム合金用壓延器、押出器、
ベンゾール及トルオールの分溜装置、彈丸搾
出機

四 兵器工場に於ける軍用兵器中左に掲ぐるも
の、生産額及生産能力並に此等を表示する
圖書物件
銃、砲、砲架、砲塔、藥莖、火管、火藥、戰

車、装甲車、裝軌索引車、艦船、(機關、罐管、復水器管を含む)航空機又は其の機體、發動機若はプロペラ、魚雷、魚雷發射機、機雷、機雷敷設裝置、掃海具、爆雷、爆雷發射機、防潛網、測遠機(測距儀)、照準眼鏡、航空用寫真機、無線電信機、無線電話機、探照燈、聽音機、鐵帽、防毒面、防毒被服、射出機、落下傘

五 左に掲ぐる物資を生産する工場に於ける當該物資の生産額生産能力並に生産力擴充計畫に基く生産額生産能力及び此等を表示する圖書物件

アルミニウム(屑より生産するものを除く)マ
グネシウム、ニッケル、フェロニッケル、水銀、フェロタンングステン、フェロモリブデン、フェロマンガン、フェロクロム、コバルト、フェロワナヂウム、アルミニウム合金(鑄造品を除く)、航空揮發油、航空潤滑油、トルオール、純ベンゾール、ヂニトロクロールベンゾール、貨物自動車、航空機又は其の機體

發動機若はプロペラ、一米〇六七以上の軌間に使用する蒸氣機關車

六 航空揮發油、重油又は原油の貯藏額及之を貯藏するタンクの貯藏能力並に之等を表示する圖書物件

七 左に掲ぐる物資の輸入額及物資動員計畫中の輸入計畫並に此等を表示する圖書物件
ボーキサイト、アルミニウム、マグネシウム、ニッケル礦、水銀、タンングステン礦、マンガン礦、酸化コバルト、ワナヂウム礦、酸化ワナヂウム

八 左に掲ぐる港灣に於ける前號の輸入額及之を表示する圖書物件

室蘭港、横濱港、名古屋港、伏木港、大阪港、神戸港、今治港、門司港、若松港、仁川港、基隆港、高雄港、大連港

九 左に掲ぐる各種特殊技能者の總數又は種類別數及此等を表示する圖書物件
蒸氣機關車乗務員、機關士、機關助手、航空機乘員、航空士、操縱士、機關士

無線通信有技者

一〇 左に掲ぐる各種のもの、總數及之を表示する圖書物件

航空機、貨物自動車、乗合自動車、

一一 左に掲ぐる各種馬の總數及之を表示する圖書物件

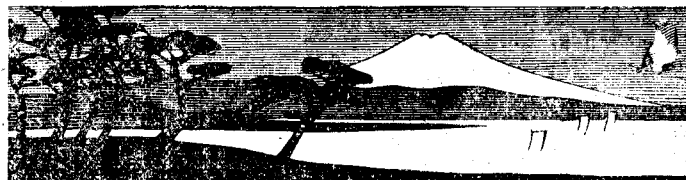
壯齡馬(明け四歳以上明け十七歳迄の馬を云ふ)

軍用保護馬

一二 樺太鐵道株式會社に屬する鐵道の輸送能力

而して右各項に互る總數、生産額、能力等は昭和十三年一月以降に於ける數量をさすものである。

x x x



近時の物價傾向に就て

現下の時局状態に於て經濟國策上物價問題は其の最も重要なものである。

武力戰そのものは陸海軍に依頼して決して心配はないのであるが、銃後の最大問題は軍需物資の供給を完全ならしめるに在るのである。海外諸國、特に英佛等が蔣介石援助から抜けきらないのも全く、長期に互る間には、或は日本の軍需供給力が減退して來て、最後には日本の大陸進出を押へ得て、英佛の支那にある勢力を保全して東洋に於ける覇權を持続し得るものと考へてゐるのに起因して居るのであつて、日本の

實力は決してこの軍需の供給に破綻を來すやうな貧弱なものではないのであるが、唯問題は前にも記載したやうに物價騰貴による悪性インフレーションを招來することの危険である。

物價の騰貴が我が國策に及ぼす影響については本報九號にも述べた處であるが、物價が騰貴すると政府の豫算はこれが爲に不足して來て思ふやうに軍需品が調へられぬやうになり、輸出が減少して國の資金に不足を來し、生産力の擴充も不可能に陥り、國民貯蓄は激減し、國內不安は急騰して遂には今次の聖戰目的の達成も出來なくなるに至ることはドイツの例がこれを語つてゐる。即ち物價の暴騰を來すか否かは、我が曠古の大業たる新東亞の建設、東洋永遠の平和を齎して我が國を中核とする東亞民族の樂土を築き上げる大事業が達成を見るか失敗するかの大なる分岐點をなすものであつて、吾々銃後の國民として何を措いてもこの國內物價の抑制をなさねばならぬ處である。

今、日支事變の始まつた昭和十二年の七月の

物價指數を一〇〇として本年三月現在の物價の狀況を見ると、

- 布綿類(衣服用纖維) 一四三、七
- 建築材料 一三〇、六
- 工業藥品 一二三、七
- 燃料 一二二、九
- 食料及嗜好品 一〇九、三
- 纖維原料品 九四、六
- 金屬類 九一、四
- 其他 一一三、一

であつて、全体を總合的に見ると事變以來本年三月までに約二割五分四厘高に當り、昭和八年の物價指數を一〇〇として見ると實に六割一分四厘高に當つて居る。

もとより物價の騰貴は前述の通り事變前から世界的にその傾向をあらはしてゐるのであつて我國のみの傾向ではないのであるが、それにして事も事變に伴ふ騰貴の事實は明らかであり、これが政府の統制によつて暴騰を抑壓せられてゐることも明かである。次に昭和十一年以後の物

價、生計費、賃銀の指數を記すと左の通りである。

この指數は皆昭和八年の指數を一〇〇とするもの。

年次	物價指數	生計費指數	賃銀指數
昭和十一年	一〇九、四	一〇九、九	一〇二、〇
同十二年	一二九、五	一一四、六	一〇七、〇
同十三年	一四七、二	一二四、二	一一四、四
同十四年(二月)	一六一、四	一二六、七	一二三、九

この表で見るやうに、賃銀指數の上昇に較べて生活費指數が常に高くなつてゐるが、これも政府の政策の現れと見ることが出来る。政府は現在賃銀についても統制を行つて一般物價の抑制の一方法としてゐるのだが全く、収入が多くなり、消費が多くなり、物價が高くなるのでは賃銀が多くても個人にとつても何にもならぬことになるのである。

とにかく政府の統制政策と國民の自制によつて我が國物價の騰貴はよく制壓されては居

るけれども、而し失張り漸騰の傾向を辿りつゝある。こゝに國民は大に自肅自制して各自の購買心抑制につとめ、大いに物價の昂騰に一層の努力を拂ふべき必要がある。

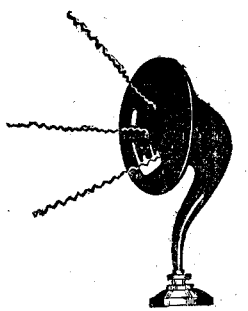
商人が自分の儲けの爲には他を顧みなかつたり、一般國民が自分に金さへあれば好きなものを買ひ、物が高くなりそうなら少しでも相場が上らぬうちに買つて置くこと云つた風なことは、これ迄には或る程度行はれたことであり、又、平和な時期には國家の大局としては左程に直接

的な重大問題でもないのであるが、今の非常時期は決してそんな状態を認めるべき時ではない如何に個人として金儲けが、出来又自家の財政に有利であつたとしても、若し今次の戦争と新東亞建設の大業が失敗に終つて、前のドイツ帝國のやうな破綻に至る事があつたとしたら、各人の富も一朝にして雲霧四散して國家と共に壊滅して了ふより外はない。

吾々國民は、この際是非とも利己的な態度を忘れて國家の大局に着眼し、極力國策に協力してこの重大時局の打開に邁進しなければならぬのである。

× × ×

興亞の礎
貯蓄で築け



支那事變に際し
從軍したる軍人
軍屬の地方税に
代る寄附金につ
いて

支那事變に際して從軍したる軍人軍屬に對する俸給、手當については、昭和十二年九月法律第九十四號及地方税に關する法律施行規則第二十五條により、從來戶數割の算定標準たる所得から除外せられてゐたのであるが、此の度陸、海軍兩次官よりの申出に依り内務省との間に協議が遂げられて、軍人軍屬にして内地に在る者(應召者を除く)については本年度以降戶數割相當額を、其の家族の住所地市町村に寄附せしめらるゝこととなつたので、之が取扱につき左に記す事とする。

一 寄附金算定の方法

(1) 寄附金算定基礎たる所得額は其の年四月

一日現在に於ける俸給又は給料の年額とす從軍中の増俸及手當は算入せざる事となつてゐる。

- (2) 戶數割に代る寄附金については寄附金の徴收方法第一號の寄附申出書による俸給又は給料の年額を基本とし、戶數割賦課の例(此の場合他に資力ありて戶數割を賦課するとき之が賦課に關し扶養控除の事實ある場合は再び扶養控除を要せず又本寄附金を以て戶數割の軽減をなす場合は軽減後の賦課率によること)に準じ寄附金の年額を算定すること。
- (3) 寄附金額決定後に於ける戶數割の追加更生に伴ふ寄附金額の追加更正は之をなさざること

二 寄附金の徴收方法

- (1) 寄附願に關しては別記様式の(省略)寄附申出書用紙を市町村長に於て印刷の上所在陸軍部隊及海軍官廳を通じて本人に送

付し關係事項の記入をせしめ、俸給又は給料の支拂をなすべき者を經由して提出せしむること。

- (2) 海軍々人軍屬に送付すべき前號の寄附申出書用紙については、本年度分に限り海軍省、鎮守府及要港部の各所在市町村長に於て當該海軍官廳の所屬軍人軍屬につき必要なる數の全部を印刷し之を右海軍官廳に送付すること、(海軍官廳に在りては本年七月二十日迄に寄附申出書を取絡め關係市町村長に送付せらるゝ筈につき、用紙の送付は急速にすること)尙明年度分以降の寄附申出用紙の送付についても本年同様の方法によるときは相互に至便多く、且つ寄附申出の脱漏なきを期し得る等の意味に於て海軍當局の希望もあれば可成右により取扱ふこと。
- (3) 寄附採納の議決は其の内容を抽象的且包括的となし、關係豫算の追加更生と共に議決し置き、寄附申出書受理後は市町村

01090

- 長に於て、直に寄附金額の決定及之が收納手續をなし得る様取扱ふこと。
- (4) 寄附金の徴収期及徴収歩合は原則として戸數割の徴収期及徴収歩合(寄附金決定當時に於けるもの)に準ずること、但し本年度分については寄附金決定後到来すべき徴収期及徴収歩合による事とし、既に経過したる徴収期に屬する部分は之を徴収せざること。
- (5) 寄附金額決定したるときは、便宜市町村長より納付書を送付し納入を求むること。
- 三 其他の事項
- (1) 海軍々人軍屬にして本件寄附せらるべき者の範圍は艦隊所屬艦船に在りては准士官以上の者、其他の各廳に在りては准士官以上の者全部、軍屬は俸給又は給料の月額百圓以上の者にして所得税を課せられざる者全部、下士官以下は其の勤務

- 所在の市町村又は隣接市町村に一户を備へ又は獨立の生計を營む者に限ること
- (2) 寄附金の納付地は四月一日(本年度限り七月一日)現在に於ける寄附者の住所(本市町村(本人と家族が同一市町村に在らざるときは家族の居住する地の市町村)とし、住所地市町村の變更あるも其の年度内の寄附金の額は之を變更せざること。
- (3) 四月一日(本年度に限り七月一日)以降出征する軍人に對しては、其の月以降到来する徴収期に屬する寄附金は之を納付せしめざること。
- (4) 四月二日(本年度に限り七月二日)以降新に寄附をなすべき事實の生じたる者(出征者の内地歸還を除く)については其の年度内は寄附をなさしめざることを得
- (5) 前各號の外寄附金の受納に關する手續等は寄附者及當該市町村双方の便宜を考慮し成るべく簡易なる方法を採り事務處理

01091



旱魃に對する水稻の應急處置

一 田植時期と收穫量

鳥取縣農事試驗場に於ける昭和十年度試驗成績

(品種 銀坊主)

植付時期	段當立米收量	收量	比率
六月二十六日	三、〇六四	一、〇〇〇	三三、〇%
七月一日	二、九二〇	九三、〇	
七月五日	二、八六八	九一、三	
七月十日	二、四五七	七八、二	

の迅速を圖ること。
本年度に於ける本寄附金額は、之を戸數割の輕減或は時局に伴ふ己むを得ざる經費の財源に

充當する等、其の使途につき充分留意せらるること。

七月	十	五日	日	二、一〇一	六六、九
七月	二十	十日	日	一、六〇三	五一、一
七月	二十五	五日	日	一、四六七	四六、七
七月	三十	十日	日	、九一五	二九、一
七月一日假植	七月二十五日	植付セルモノ		二、三九一	七六、一
七月一日植付セルモノ	七月二十五日	各稻株ヲ二分シ一方ヲ植付セルモノ		一、九八七	六二、二
同	上	ノ	殘有株	二、四〇五	七六、六

右表の如く七月に入つて植付したものは收量が減じ、殊に七月十五日以後に於ては著しく收量が減ずる。又植付が遅くなつた場合に假植を行ふと減收を或る程度迄防ぐことが出来る。

一 苗に對する處置

(一) 苗を田植迄其の儘苗代に置く場合

(イ) 苗代に水を張つて永く置く。苗が伸び過

ぎるから水を排除して伸長抑制に努めること

(ロ) 肥切れの爲の苗の發育が甚しく不良なのは少量の稀薄な人糞尿を施用するか、又は硫酸アンモニアを坪當五匁位水肥として施用すると共に、二三日後過燐酸石灰及草木灰を少量宛施用すること

(ハ) 苗代期間が長くなると病虫害の發が多

- くなるから次の事項に注意すること
- (1) 螟虫、螟蛉、蝗、浮塵子に對し夫々捕蛾、採卵、注油驅除或は藥劑撒布をすること
 - (2) 稻熱病及胡麻葉枯病發生の虞れがあるものは四斗式過石灰ボルドー液を撒布すること

(ニ) 苗を假植して置く場合

勢力其他の都合さへつけば右の表に示すやうに假植をすると苗代に放置した場合より好結果が得られるから、成るべく假植した方が得策である。即ち例年慣行の田植時期より一週間以上も田植が出来ないか、又は降雨の見込が立たぬ時は躊躇なく假植した方がよい。假植の方策は植付けてある本田の株間に假植するものと、特に假植田を設けて假植する場合とがある。

(イ) 特に假植田を設ける場合

- (1) 用水の便のよい田地を選んで本田一反歩の植付用として假植田一・二畝歩を假植すること
- (2) 株間は四寸平方位の密植とすること
- (ロ) 植付てある稻田の株間に密植する場合
 - (1) 植方は小株密植とする株間の一方に一株宛植栽すること
 - 二 旱魃の爲著しく遅植となつた本田に對する處置

本田では苗代より直接に押秧する時と假植苗を定植する時とを問はず著しく遅植したものは苗の活着を早め初期の生育を旺盛ならしめる栽培法を講ずることが必要である。

- (1) 押秧が遅れる程一層密植とすること
- (2) 伸び過ぎた苗は葉先を切つて植付けること
- (3) 活着を速かならしめる爲、植付の際は必ず速効性肥料を施用すること
- (4) 元肥として十分施してある場合は、追肥は

- 全然施用を差控へること
但し元肥を控目として追肥で十分補ふ豫定にあるものでも、其の追肥の施用量は減少すること
- (5) 追肥を施用する場合には三要素の配合に注意し、成るべく速効性肥料を用ひ、且つ施用の時期は早目にして七月下旬迄には終了すること
 - (6) 中耕除草を早め、肥効を速からしめること
 - (7) 浮塵子發生の恐れがあるから之が驅除を勵行すること
 - (8) 稻熱病發生の徴がある時は四斗式石灰ボルドー液を撒布すること
- 三 本田植付後早魃を受けたものに對する處置
- (1) 早魃は雜草の發生が多いから田面を薄く削り除草に努めること
 - (2) 刈草、切藁、麥稈等を株間に撒布して水分の蒸發作用を防ぐこと

- (3) 旱害甚しく、稻株が殆ど枯死するやうな場合は他の健全稻を株分して補植するか、又は其の稻株を地上五分の位置より刈取り切株面を水中に没しない程度に淺く灌水して速効肥料(硫酸の如き)を與へて新芽の發生を促すこと
 - (4) 井戸を掘つて地下水を利用する場合は、灌漑水の水温を高める爲水路を迂回して灌漑すること
 - (5) 旱天が連續した時俄に降雨があつて一時に灌漑水が潤澤となつた時は次の注意をすること
- (イ) 一時に多量の給水をするると早青立病を誘發し、假令穂が出ても充實せずに白穂になる懼れがあるから、初めは土壤を温める程度に僅かに灌水し、一夜置いて充分に灌水すること
- (ロ) 一時に灌水する時は之迄早魃の爲に分解を抑制されてゐた有機質肥料殊に紫雲英



傷痍軍人中等教員の養成

曩に傷痍軍人小學校教員養成及び戰歿者寡婦教員養成の機關を設置せられてこれが志願者を募集せらるゝ事となり、その募集要項についてはお知らせし處であります、今回又政府では東京高等師範學校内に「傷痍軍人中等學校教員

ガートウイッケンの如き綠肥が、急激に分解を始めて窒素過多に遷する恐があるから過磷酸石灰・硫酸加里・木灰等の磷酸質及加里肥料を施用して、正常健全な發育をさせるやうに努めること

x x x

養成所」を設置して、傷痍軍人にして中等學校教員たるに適當な人を募つて入所せしめる事となりました。

募集人員 約一〇〇名

國語漢文科	約二〇名
英語科	同一〇名
歴史地理科	同一〇名
數學科	同一〇名
物理化學科	同一〇名
博物科	同一〇名

入所資格

- 1 戰闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り、之が爲恩給法により増加恩給・傷病年金若は傷病賜金を受け又は受くる見込確實なるもの
- 2 専門學校卒業者又は之と同等以上の學力を有するもの
- 3 品行方正、意志強固、思想穩健にして中等學校教員たるに適するもの
- 4 教員免許令第五條に該當せざるもの

5 傷病程度が教員たるに差支なきもの
(詳しくは役場、職業紹介所、又は縣社會課に照會のこと)

願書提出

七月三十一日限り 知事宛提出

入所試験

八月二十四日、二十五日の二日間

修業年限

二ヶ年

開所期日

九月十一日の豫定

特典

- 1 履習した學科に應じて無試験檢定で中等學校教員免許状を授與せられます
- 2 書籍、文房具費等の補助として一ヶ年二百圓以内の修學手當を給與せられます
- 3 授業料は徴集せられませんが
右志望の方は市町村役場、職業紹介所又は縣社會課に問合せ必要書類を知事宛提出になると知事に於て詮衡の上學校の方に推薦せられます



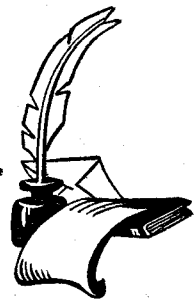
市町村に於ける 軍事扶助金の 取扱について

支那事變が長期に亙るに伴って各種の非常對策にして平常化するものがあり、入營、應召軍人の遺家族に對する軍事扶助事業も今次事變の勃發以來著しく増大し、非常時局下に於ける銃後對策として劃紀的な効果を挙げ來つたが、今日に於てはそれ等の事務も非常と云ふよりは寧ろ平常事務的になりつゝある觀がある。然し各市町村當局に於ては常に該事業本來の特質を稽へ、飽く迄非常對策としての實績を擧ぐるに心掛け、扶助金品等の支給は精確且迅速に各被扶助者に支給せられたい。特に生活扶助金の如く被扶助者の便宜上市町村毎に絡め代表者を一定して支給方を一任する方法を講ずる今日に於ては各市町村當局の協力を一層切望する。

此處に從來の實績に鑑みて一、二の注意事項を列記しやう。

- (一) 扶助金が縣より到着すれば早速支給をなし扶助金内譯書に受領印を徴し、概ね五日以内に縣に到着する様發送されたい。此の場合町村によつては自製の扶助金内譯書を使用する向もあるがこれは縣より送付のものを使つて差支へないのである。縣に於ては此の内譯書を各市町村に於ける扶助金支給状況を知るの參考資料とする譯であるから記入は正確、明瞭に、提出は迅速に取扱ひ、扶助事由消滅したる者に對しては努めて廢停止の日限り扶助金等を支給せざる様取計はれたい。
- (二) 軍事扶助申請書には許可を受けた後の扶助金受領方を一定の總代人に委任する委任状を添付する(昭和十三年四月二十二日鳥取縣訓令甲第九號參照)こととなつてゐるが、往々にして該委任状の添付洩となつてゐるものがある。

斯業のものに就ては時に扶助金支給の遲延することあるやも計られざるにつき充分注意せられたいものである。



經濟法令違反防 止に關する 標語募集

近代戰は國家總力戰であります。如何に武力戰で勝つても背後の國民精神が弛緩したり、肝心な經濟戰で敗けては第一線の勇士の方々に對し何とも申譯ない許りか、戰勝貫徹の目的は期待出來ないのであります。殊に長期建設となりますと一層豊富な經濟力の充實が要求されるのです。戰時經濟に於ては戰爭と云ふ國家目的の

に凡ゆる國家總力を傾倒して目的達成に邁進せねばなりません。戦争といふ國家全体の課題爲の前には國民は凡ゆる苦難を忍ばなければなりません。

次々と發布されつゝある戦時經濟に關する統制法令は結局軍需資材の確保と豫算の遂行輸出の振興、國民生活の安定等の爲でありましてこれを確保する爲に生れたのが經濟警察であります。經濟警察制度確立後既に一年になりますが、其の間經濟統制違反は全國で相當な數に上り、減少するどころか却て増加の傾向にあるはまことに憂ふべき現象です。經濟警察當局としては違反が全然なくなることを望んでゐるのであります。まして、どうして違反を防止したらいいかに就て日夜腐心してゐる次第です。違反すまいと思へば先づ經濟統制諸法令の内容をよく知ることが第一ですが、それと同時に、どういふわけで經濟統制が出来たかと云ふことを知らなければなりません。この意味がわかれば日本國民である限りどうし

ても統制諸法令を守らなければならない、といふ觀念が自然と浮んでくるでせう。經濟統制は絶対に守りませう、違反しないで國策に順應しませう、と廣く一般に呼びかけ、經濟統制に對する認識を深め經濟警察に對する縣民各位の關心を更に昂揚せしめんが爲に左の要項により標語を募集することになりましたから、當業者は素より廣く一般から奮つて多數應募されんことを希望します。

要 項

一 内 容
戦争に勝つ爲には經濟統制命令を絶対遵守すべきこと、
即ち關取引や、公定價格違反をしないで國策に順應すべきこと
更に違反防止上一般國民も經濟警察に協力すべきこと等を強調したものであつて、違法觀

念の醸成其他經濟警察違反防止に關する適切な標語であることを要します。

二 應 募 用 紙

官製はがき(又ははがき大の厚紙)一枚三句以内 住所氏名(小學兒童にありては學校、學年名)明記の上、はがき表面に「標語」と朱書すること

三 宛 名

鳥取縣廳保安課内

鳥取縣經濟警察協議會

四 締 切

七月三十一日(同日付消印あるものは有效)

五 發 表

八月中旬の豫定

六 賞

- 一等 一名 額面十五圓貯蓄債券一枚
- 二等 二名 同七圓五十錢貯蓄債券一枚
- 三等 五名 金 壹 圓 宛
- 佳作 若干名 記 念 品
- 七 審 査

警察部及經濟部に於て行ふ



軍人・遺族 指導囑託の設置

戦死者又は出動軍人の家庭には婦人や子供や老人が多いので、これが保護指導に關しては適當な婦人の人がこれに當ることが種々都合のよい場合が多いので、今回左記三氏を遺・家族指導囑託として依頼することになつたから、遺・家族の個別的指導はもとより、其の他各種の會合にも極力利用せられたい。

遺・家族指導囑託

- 鳥取市丹後片原町七五 此野 よし
- 鳥取市東町 二七三 福原 富子
- 東伯郡花見村大字長和田七四二 高橋 さく

